

群馬県立文書館古文書収集要領

〔 制 定 平成4年11月1日
最終改正 令和3年4月1日 〕

(趣旨)

第1条 この要領は、群馬県立文書館における特定歴史公文書等以外の文書の取扱いに関する要綱（以下「要綱」という。）第2条第2項の規定により、古文書の収集基準について定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において古文書とは、要綱第2条第1項第2号及び第6号の規定により収集する文書をいう（以下同じ。）。

(収集の原則)

第3条 古文書は、郷土に関する地域及び時代の特色を示す主要なもので、次の各号に掲げるものを選別して収集するものとする。

- (1) 政治及び社会体制に関するもの
- (2) 産業及び経済に関するもの
- (3) 教育、文化及び生活に関するもの
- (4) 主要な事件、災害及び社会情勢に関するもの
- (5) その他歴史的価値を有するに至ると認められるもの

(収集の方針)

第4条 古文書の収集は、次の各号に掲げる方針に基づき行うものとする。

- (1) 所有者及び関係者等の意思を尊重し、かつ保存態勢を考慮して収集する。
- (2) 散逸及び湮滅のおそれがあるものは努めて収集する。
- (3) 一群として伝存されてきたものは一括して収集する。
- (4) 原本による収集ができないときは、マイクロフィルム撮影その他の方法で収集する。

(収集する古文書)

第5条 次の各号に掲げる文書は、収集するものとする。

- (1) 古代及び中世の古文書
 - ア 古代史に関する文字資料その他必要と認められる古文書
 - イ 新田岩松氏、菌田氏等の上野在地領主に関する古文書
 - ウ 安達氏、上杉氏等の上野守護に関する古文書
 - エ 上野守護代長尾氏等に関する古文書
 - オ 由良氏、小幡氏等の上野国衆に関する古文書
 - カ 上杉氏、武田氏、後北条氏等の戦国大名に関する古文書
 - キ 世良田長楽寺、大蔵坊等の寺社及び修験に関する古文書
 - ク 金石文、記録その他必要と認められる古文書
- (2) 江戸時代の古文書
 - ア 幕府代官、旗本等の領地及び支配に関する古文書

- イ 前橋藩、高崎藩等の上野在藩領主及び家臣に関する古文書
- ウ 主要な寺院及び神社に関する古文書
- エ 城下町及び町政に関する古文書
- オ 土地、貢祖、戸口等の村政に関する古文書
- カ 中山道、三国街道等の主要な街道及び宿駅に関する古文書
- キ 利根川を中心とする水運及び河岸場に関する古文書
- ク 碓氷関所、大戸関所等の関所に関する古文書
- ケ 新田開発、用水開削等の水利及び土木に関する古文書
- コ 水田、畑作等の農業に関する古文書
- サ 植林、伐採、木材加工等の林業に関する古文書
- シ 養蚕業、製糸業、織物業に関する古文書
- ス 酒、醤油等の醸造業に関する古文書
- セ 館煙草、吾妻麻、下仁田紙等の特産物に関する古文書
- ソ 上野砥、万座山硫黄等の鉱産資源に関する古文書
- タ 草津温泉、伊香保温泉等の温泉に関する古文書
- チ 市場、諸物価及び商品流通に関する古文書
- ツ 承認、質屋等の商業及び金融業に関する古文書
- テ 大工、鋳物師等の職人に関する古文書
- ト 藩校、寺子屋、郷学等の教育に関する古文書
- ナ 俳諧、和算、武道、国学等の学芸及び思想に関する古文書
- ニ 衣食住、祭礼、芸能、旅行等の生活及び世相に関する古文書
- ヌ 榛名講、巡礼、修験等の信仰に関する古文書
- ネ 浅間焼け、基金、洪水等の災害及救恤に関する古文書
- ノ 一揆、打毀し等の騒動、事件及び治安に関する古文書
- ハ 家譜、家計、冠婚葬祭等の家の存続に関する古文書
- ヒ その他必要と認められる古文書

(2) 明治時代以降の古文書

- ア 郡、市町村等の制度、組織及び行政事務に関する古文書
- イ 郡、市町村等の議会、議員の及び選挙に関する古文書
- ウ 郡、市町村等の予算、決算及び財産に関する古文書
- エ 郡、市町村等の戸数及び人口に関する古文書
- オ 地租改正、農地改革等の税制及び土地制度に関する古文書
- カ 道路、橋梁、河川等の土木に関する古文書
- キ 徴兵、警察、消防、訴訟等の軍事、治安及び法務に関する古文書
- ク 農業、林業、牧畜業及び産業組合等に関する古文書
- ケ 養蚕業、製糸業、織物業等の伝統産業に関する古文書
- コ 醸造、製粉、機械工業等の主要産業に関する古文書
- サ 商店、銀行、信用組合等の商業及び金融業に関する古文書
- シ 鉄道、郵便等の交通、運輸及び通信に関する古文書
- ス 学校教育及び社会教育に関する古文書
- セ 神社、寺院、教会等の宗教に関する古文書
- ソ 保健、保護、福祉等の衛生及び民生に関する古文書
- タ 衣食住、年中行事、民間信仰等の生活及び習俗に関する古文書
- チ 詩歌、俳諧、歌舞音曲等の学芸及び郷土芸能に関する古文書
- ツ 郷土の史跡、記念物、伝承等の記録に関する古文書

- テ 風水害、家事、地震等の災害に関する古文書
- ト 群馬事件、足尾鉍毒事件、小作争議等の事件及び社会動向に関する古文書
- ナ 共進会、博覧会等の主要な行事に関する古文書
- ニ 家譜、家計、冠婚葬祭等に関する古文書
- ヌ 郷土の政治、経済及び文化に貢献した主要な人物に関する古文書
- ネ 新聞、雑誌、書籍、写真その他必要と認められる古文書

(収集の方法)

第6条 収集の方法については、別に定めるところによるものとする。

附 則

この要領は、平成4年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。